

重 要 事 項 説 明 書

ふれあいの里

グループホーム小樽・朝里

S & N ふれあいケアサービス株式会社

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

(事業所) ふれあいの里 グループホーム小樽・朝里

1. 事業主体概要

運営法人の名称	S & N ふれあいケアサービス株式会社
運営法人の所在地	札幌市白石区平和通15丁目北2番12号 TEL (011) 598-1603 Fax (011) 598-7278
運営法人の代表者名	代表取締役 平井 麻梨英

2. 事業所概要

事業の目的	要介護又は要支援2で認知症の状態にある利用者一人ひとりの人生の継続性・個性の意思を尊重した家庭的環境となることをモットーにし、その人らしく普通に暮らすことの喜びを求め、地域住民等との交流に努めながら、人ととのふれあいを大切にすることを目的とする。
事業所の運営方針	1 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 2 事業の実施にあたっては、市町村・各地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。 6 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。
事業所番号	0192060937
事業所名称	ふれあいの里 グループホーム小樽・朝里

所在地	小樽市新光1丁目2番20号
電話番号	(0134) 54-6541
FAX番号	(0134) 54-6566
事業開始年月日	令和4年5月1日
管理者	会田 彩乃 (1階ユニット) 佐藤 美奈子 (2階ユニット) 小林 千夏 (3階ユニット)
ユニット数	3ユニット
入居定員	ユニット入居定員 9名 入居定員合計 27名
敷地概要	敷地面積 (549.94m ²)
建物概要	建築構造 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 855.3m ²
居室の概要 (各ユニットあたり)	全9室 全個室 設備： 照明器具・ストーブ 面積： 12.00m ²
共用部分の概要 (各ユニットあたり)	食堂 1ヶ所 居間 1ヶ所 台所 1ヶ所 トイレ 3ヶ所 洗面所 1ヶ所 浴室 1ヶ所 洗濯室 1ヶ所

3. 職員体制

(1) 職員の職種・員数

ユニット名： 1階

職員の職種	員 数	常勤		非常勤		保有資格
		専 従	兼務 (兼務する職種)	専 従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (1階計画作成担当者 と介護従業者)			介護福祉士
計画作成担当者	1		1 (1階管理者と介護従業者)			介護福祉士
介護従業者	11	4	1 (1階管理者と計画作成担当者)	6		介護福祉士他
看護師	1				1 (2階ユニットと3階 ユニットの看護師)	看護師

ユニット名： 2階

職員の職種	員 数	常勤		非常勤		保有資格
		専 従	兼務 (兼務する職種)	専 従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (2階計画作成担当者 と介護従業者)			介護支援専門員 介護福祉士
計画作成担当者	2		2 (2階管理者と介護従業者、3階計画作成担当者と 2,3階介護従事者)			介護支援専門員 介護福祉士
介護従業者	10	4	2 (2階管理者と計画作成担当者、2,3階計画作成担当者)	4		介護福祉士他
看護師	1				1 (1階ユニットと3階 ユニットの看護師)	看護師

ユニット名： 3階

職員の職種	員 数	常勤		非常勤		保有資格
		専 従	兼務 (兼務する職種)	専 従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (3階計画作成担当者 と介護従業者)			介護福祉士
計画作成担当者	2		2 (3階管理者と介護従業者、2階計画作成担当者と 2階介護従事者)			介護福祉士
介護従業者	9	3	2 (3階管理者と計画作成担当者、 2階計画作成担当者)	4		介護福祉士他
看護師	1				1 (1階ユニットと2階 ユニットの看護師)	看護師

(2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
計画作成担当者	それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。
介護従業者	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
看護師	利用者の日常の健康管理及び24時間365日、連絡を受けて緊急対応に当たる。

4. 勤務体制（各ユニット共通）

管理者	日勤（9：00～18：00）	
計画作成担当者	日勤（9：00～18：00）	
介護従業者	昼間の体制（月～日）	早出（7：30～16：30）1名 日勤（9：00～18：00）1名 遅出（11：00～20：00）1名
	夜間の体制（月～日）	夜勤（17：00～翌10：00）1名

（勤務時間は変動することがあります）

5. サービスおよび利用料等

保険給付サービス (介護保険1割負担分) ※2 割負担の方は表記の 金額の2倍となります。 3割負担の方は表記の 金額の3倍となります。	要支援2	749円 (1日につき)
	要介護1	753円 (1日につき)
	要介護2	788円 (1日につき)
	要介護3	812円 (1日につき)
	要介護4	828円 (1日につき)
	要介護5	845円 (1日につき)
	初期加算	入居後30日間に限り、または、医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合、再入居後30日間に限り、1日につき30円が加算されます。
	医療連携体制加算 (I) ハ	医療連携体制が整っている場合に限り1日につき37円が加算されます。(要支援2は除く)
	医療連携体制加算 (II)	医療的ケアが必要な者を受け入れてる場合に1日につき5円が加算されます。(要支援2は除く)
	サービス提供体制強化 加算(I)	介護職員の総数のうち「介護福祉士が70%以上」、「勤続10年以上の介護福祉士が25%以上」のいずれかの要件を満たしている場合に、1日につき22円が加算されます。
	サービス提供体制強化 加算(II)	介護職員の総数のうち「介護福祉士が60%以上」の要件を満たしている場合に、1日につき18円が加算されます。
	サービス提供体制強化 加算(III)	利用者にサービスを直接提供する職員の総数のうち「介護福祉士が50%以上」、「常勤職員が75%以上」、「勤続7年以上の職員が30%以上」のいずれかの要件を満たしている場合に、1日につき6円が加算されます。

<p>保険給付サービス (介護保険 1割負担分)</p> <p>※2 割負担の方は表記の 金額の 2倍となります。</p> <p>3 割負担の方は表記の 金額の 3倍となります。</p>	若年性認知症利用者 受入加算	65歳未満の利用者が対象で、個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを提供された場合に限り、1日につき 120円が加算されます。(個別)
	認知症専門ケア加算 (I)	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施し、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合に1日につき 3円が加算されます。
	認知症専門ケア加算 (II)	認知症専門ケア加算 (I) の基準を満たし、かつ認知症ケアの指導等を実施し、認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施している場合に1日につき 4円が加算されます。
	退居時相談援助加算	グループホームを退居する利用者が対象で、自宅や地域での生活を継続できるよう退居後の相談援助を受け、居宅サービスや地域包括支援センターに情報提供を行った場合、1日につき 400円が加算されます(入居期間1ヶ月以上の利用者・1回を限度)
	口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導体制が整っている場合に限り 1ヶ月につき 30円が加算されます。
	栄養管理体制加算	管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る技術的助言や指導を介護職員に対し行う場合に1ヶ月につき 30円が加算されます。
	口腔・栄養 スクリーニング 加算	介護従業者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供した場合に1回につき 20円が加算されます。 (6月に1回を限度)
	科学的介護推進体制 加算	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合に1ヶ月につき 40円が加算されます。
	生活機能向上連携 加算 (I)	医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成する場合に1ヶ月につき 100円が加算されます。

	生活機能向上連携 加算（Ⅱ）	医療提供施設の理学療法士等や医師が事業所を訪問して助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成する場合に1ヶ月につき200円が加算されます。
	生産性向上推進体制加 算（Ⅱ）	生産性向上の改善活動を継続的に実施している場合に1ヶ月につき10円が加算されます。
	協力医療機関連携加算 (1)	入居者の急変時に相談・診療体制が確保されている協力医療機関との間で、入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合、1ヶ月につき100円が加算されます。
	協力医療機関連携加算 (2)	協力医療機関との間で、入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合、1ヶ月につき40円が加算されます。
	退居時情報提供加算	入居者が医療機関に退居した際、生活支援上の留意点等の情報提供をした場合に1回につき250円が加算されます。
	高齢者施設等感染対策 向上加算（Ⅱ）	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けている場合に1カ月につき5円が加算されます。
	新興感染症等施設療養 費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に1日につき240円が加算されます。（1ヶ月に1回・連続する5日を限度とする）
	認知症チームケア推進 加算（Ⅰ）	認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、個別に認知症の行動心理症状を評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、チームケアを実施していること。かつカンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行う場合に1ヶ月につき150円が加算されます。

	認知症チームケア推進 加算（II）	認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、個別に認知症の行動心理症状を評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、チームケアを実施していること。かつケアカンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振返り、計画の見直しを行う場合に1ヶ月につき120円が加算されます
	看取り介護加算	医師より医学的見地に基づき回復の見込が無いと診断された利用者が対象で、利用者並びに家族がグループホームでの生活を希望され、医師・看護師・介護職員等が共同してサービスが提供された場合に限り、死亡日につき1,280円が加算され、死亡前日から死亡前々日につき680円が加算され、死亡4日から30日前につき144円が加算され、死亡31日から45日前につき72円が加算されます。（要支援2を除く・個別・逝去以前45日を限度）
	介護職員等処遇改善 加算（I）	介護職員等の処遇改善として、介護報酬に18.6%を乗じた額の1割が加算されます。（1ヶ月につき）
	介護職員等処遇改善 加算（II）	介護職員等の処遇改善として、介護報酬に17.8%を乗じた額の1割が加算されます。（1ヶ月につき）
※上記の金額は省令により変動する場合があります。		
保険給付外サービス	家賃 月額 45,000円	生活保護受給者は、小樽市生活保護住宅扶助費（月額 30,000円）とする。
	管理費 月額 500円	
	水道光熱費 月額 21,300円	共用部分を含む 生活保護受給者は月額 18,300円とする。
	食材料費 月額 36,000円	欠食の場合は、1食当たり400円の返金となります
	暖房費 月額 9,000円	10月1日～4月30日の間共用部分を含む 生活保護受給者は月額 7,300円とする。
	※ 食材料費は外泊、入院等によりホームで生活しなかった日の料金は頂けませんが、食材購入の都合上 3日前の17時までにお申し出下さい。それ以降は料金がかかります。	
	※ 家賃・水道光熱費・暖房費は外泊、入院中も料金がかかります。ただし、月途中の入退居の場合はご利用日のみ（月額の場合は30日で除した額）の料金となります	

その他の費用	医療機関受診料並び交通費・理美容代・おむつ代・嗜好品・個人消耗品等、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費となります。
--------	--

6. 介護の内容

介護の内容は次のとおりとなります。

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助 | (2) 日常生活上の世話 |
| (3) 日常生活の中での機能訓練 | (4) 相談、援助 |

7. 入退居にあたっての留意事項

- 介護サービスの対象者は、要介護者及び要支援2の者で認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者となります。
 - 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - 自傷他害のおそれがないこと。
 - 常時医療機関において入院等の急性期治療の必要がないこと。
- 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合があります。
- 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。

8. ホーム利用にあたっての留意事項

来訪・面会	来訪・面会は原則として自由とさせて頂きますが、必ず職員にお声かけ下さい。防犯上玄関を施錠させて頂きますので、インターホンでお知らせ下さい。
外出・外泊	必ずご家族の方がご同伴ください。
居室・共用設備の利用	ホーム内の居室、ならびに共用設備は本来の用法に従ってご利用ください。居室の改造等工作を加えることはできません。これに反したご利用により破損等が生じた場合は弁償して頂く場合があります。
喫煙	防火管理上、喫煙は決められた場所以外では固くお断りします。
所持品・現金等の管理	<p>現金等は原則利用者ご本人またはご家族に管理して頂きますが、5,000円を超える多額の現金等の持ち込みはご遠慮願います。施設における紛失・盗難・その他金銭トラブルについては、当施設は一切の責任を負いかねます。</p> <p>なお、自己管理が困難な方もしくは特別な事情がある方の通院・日用品費等の為の少額の金銭については、施設として一時立替をさせて頂き、当月の請求書に詳細を明記し、利用料と併せてお支払い頂きます。</p> <p>また、下記の場合について、通帳及び印鑑を金銭管理規定に基づいて保管管理いたします。</p>

	※利用者ご本人の管理能力が著しく失われた場合または、身元引受人が管理できない事由がある場合かつ、成年後見人を立てられない場合。
宗教活動 政治活動	ホーム内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物の飼育	動物の飼育は、原則できません。(小鳥・魚類等の鑑賞用又は、愛玩用のものは、別途協議します。)
医療機関受診	協力医療機関以外の医療機関定期受診については、原則としてご家族の方の送迎となります。但し、緊急の場合はその限りではありません。

9. 協力医療機関

協力医療機関名	医療法人北光会 朝里中央病院	小樽市新光1丁目21番5号
	医療法人航和会 脳神経外科おたる港南クリニック	小樽市真栄1丁目6番1号
	医療法人社団小樽中央眼科医院	小樽市稲穂3丁目6番4号
	おきつ歯科医院	小樽市稲穂2丁目13番7号
	介護老人保健施設 ラポール東小樽	小樽市新光2丁目29番2号

※利用者ご本人の主治医を強要するものではありません。

10. 緊急時等の対応

緊急対応方法	利用者様の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、すみやかに利用者代理人等関係者に連絡を行うとともに、主治医または協力医療機関と連携を取り適切な措置を講じます。
事故発生時の対応	サービス提供により事故が発生した場合は、上記と同様の方法を講ずるとともに、すみやかに市町村に連絡するものとします。損害賠償責任保険に加入。
防災設備等	火災報知機、火災受信機、避難誘導灯、自動通報装置、消火器、スプリンクラー他
災害時の対応	平常時の訓練として定期的に避難訓練等を実施し職員の防災に関する知識の向上に努めます。

11. 苦情処理を行うための体制と手順、苦情相談機関

円滑かつ迅速に苦情 処理を行うための 体制と手順	<p>1 迅速な連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者の介護サービス計画、及びその介護サービス内容に対して利用者及び家族から苦情があった場合、速やかにそのことに関し対策を講ずるため、関係職員から事情を確認する。 ・必要に応じ、運営法人本部へ報告する。 <p>2 迅速な問題の把握と解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族から事情を聞き、問題点を把握し解決策を検討・調整。 ・必要に応じて事業所内において検討会議を行う。 ・事業所内で解決することが困難な重大な事例については、運営本部に設置された苦情対策委員会で解決策を協議する。 <p>3 検討後速やかに、問題の解決策について利用者及び家族に説明し同意を得る。</p>
当ホーム 苦情相談窓口	<p>ふれあいの里 グループホーム小樽・朝里 苦情・相談窓口 事業所 管理者 電話 (0134) 54-6541 FAX (0134) 54-6566</p>
運営法人本部 苦情相談窓口	<p>S & Nふれあいケアサービス株式会社 担当 苦情相談窓口担当者 電話 (011) 598-1603 FAX (011) 598-7278</p>
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	<p>国民健康保険 団体連合会 総務部 介護・障害支援課 企画苦情係 電話 (011) 231-5161 FAX (011) 233-2178</p> <p>小樽市 福祉保険部 介護保険課 電話 (0134) -32-4111 FAX (0134) -27-6711</p>

以上、文書にて説明するとともにホーム内に掲示するものとする。

本重要事項説明書は令和4年5月1日より施行し運用する。

本重要事項説明書は令和5年2月1日より施行し運用する。

本重要事項説明書は令和5年8月1日より施行し運用する。

本重要事項説明書は令和6年4月1日より施行し運用する。

本重要事項説明書は令和6年5月1日より施行し運用する。

本重要事項説明書は令和6年5月1日より施行し運用する。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

その説明の証として本書面を2通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記入捺印の上、各自その1通を保有します。

説明日 令和 年 月 日

(事業者)

ホーム名 ふれあいの里 グループホーム小樽・朝里
所在地 小樽市新光1丁目2番20号
電話番号 (0134) 54-6541
FAX (0134) 54-6566
説明者名 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意しました。その説明の証として本書面を1通受領しました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(利用者代理人)

(身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(利用者との関係：)

(連帯保証人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(利用者との関係：)

個人情報使用に関する同意書

ふれあいの里 グループホーム小樽・朝里（以下、事業所）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お預かりした個人情報を厳重に管理いたします。但し、入居者様の健康等心身の管理及び、事業所が介護保険法に関する法令に従い、介護サービスを円滑・適正に実施する為、下記の目的で第三者にご提示させて頂く場合があります。（第三者とは本人以外をいう）

1. 個人情報の使用目的

事業所は、以下の目的の為に、入居者様の個人情報を第三者に提供する場合があります。

使用目的	使用する個人情報
① 事業所内において、円滑・適正に介護サービスを提供する為	I、II
② ご家族様への心身の状況説明	I、II
③ 自治体等への申請、事故・苦情等発生時の報告等	I、II
④ 医療機関・介護サービス事業者・官公庁、その他関係機関等との連携	I、II
⑤ 外部監査・評価機関及び損害賠償保険に係る保険会社等への情報提供	I、II、IV
⑥ 事業所において行われる業務維持・改善の基礎資料及び実習への協力	I、II、IV
⑦ 会計経理及びご利用料金等の自動振替手続きの為	I、III
⑧ 支払審査期間へのレセプト提出、照会への回答	I、II
⑨ その他、サービス提供で必要な場合及び緊急を要する場合	I、II、IV

2. 使用する個人情報の内容

I 《基本情報》	氏名、住所、家庭状況等事業者が介護サービスを行うために最低限度必要な入居者様やご家族個人に関する情報。
II 《アセスメント情報》	健康状態、病歴、ADL、内服状況、主治医意見書等の情報。
III 《取引情報》	自動振替依頼書に記載された情報。
IV 《画像情報》	行事、イベント、日常の生活風景等で撮影された写真や動画等入居者様本人の肖像権に関する画像。

3. 個人情報の使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は使用してはならない。
- (2) サービス利用に関わる契約の締結前からサービス修了後においても、決して第三者に漏らさない。
- (3) 画像情報においては、個人の尊厳に配慮した掲載・発表方法にて行います。

私（利用者）、家族及び身元引受人、家族は、介護保険法及び個人情報保護法に基づく守秘義務に対して、私の個人及び家族の情報を上記の個人情報の利用目的に限り、第三者に提供することに同意します。また、下記の「情報提供に関する個別的な希望」については貴法人担当者と相談の上、適切な対応を希望いたします。

情報提供に関する個別的な希望	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
※あるの場合記載		

S&Nふれあいケアサービス株式会社

代表取締役 平井 麻梨英 殿

令和 年 月 日

利用者氏名 印

身元引受人氏名 印
【利用者との続柄】

ご家族氏名 印
【利用者との続柄】

＜写真等使用についてのご案内＞

S&Nふれあいケアサービス株式会社（以下、事業者）及び、事業者が加盟する一般社団法人ふれあいネットワーク（以下、加盟団体）の事業紹介や取り組みを紹介する用途に限り、事業者が撮影いたしましたご利用者様の映像・写真を使用させていただく場合がございます。ご理解・ご協力をいただければ幸いです。

※その他の理由で使用する場合は、別途お知らせし、了解をいただくものとします。

※一般社団法人ふれあいネットワークは、介護保険事業者への健全な運営指導及びサービスの質向上の為の教育研修を目的に、その趣旨に賛同した介護保険事業者が加盟する団体です。

肖像権使用同意書

私の肖像などを撮影した写真・映像を使用することを、理解して同意します。

一 記 一

- ・事業者、加盟団体のホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などに、使用されることに同意します。
- ・使用した広告・映像・印刷物・商品などについて、使用されたことによる金銭的対価を求めるに同意します。

令和 年 月 日

【事業者】住 所：札幌市白石区平和通15丁目北2番12号
事業者名：S&Nふれあいケアサービス株式会社
代表者：代表取締役 平井 麻梨英
事業所名：ふれあいの里 グループホーム小樽・朝里

【加盟団体】住 所：札幌市白石区菊水元町6条1丁目1番27号
団体名：一般社団法人ふれあいネットワーク
代表者：代表理事 小西 敦司

【ご利用者】住 所_____
氏 名 _____ 印

【代理人】住 所_____
氏 名 _____ 印
署名代行理由：